

「マイナンバーカード」 出張申請サポート

町では、マイナンバーカード普及促進のため、町内会やサークルなどで希望があれば職員が指定の場所に出向いてマイナンバーカードの申請をお手伝いします。

出張申請サポートで申請された方には、後日中川町商品券 1,000 円分を贈呈します！

(1) 対象期間

交付申請期間：令和 5 年 10 月 31 日まで

- ※ 新規で交付申請した方で、令和 6 年 1 月 31 日までにマイナンバーカードを取得した方までです。

(2) 対象者

- ① 令和 5 年 4 月 1 日以降、中川町に住民登録がある方
- ② マイナンバーカードを新規申請される方
- ③ 町内に事業所を置く企業、施設など
- ④ 町内会、各種サークルまたはグループなど

(3) 申し込みの条件

- ① 事前に申請希望者の名簿を提出できること
- ② 会場（机・イスなど）を用意できること
- ③ マイナンバーカードの交付申請を行っていないこと
- ④ 原則として、役場開庁時間内に実施できること
- ⑤ 必ず本人が会場に来ることができること（代理申請はできません）

(4) 必要書類

- ① 本人確認書類（アの書類を 1 点。アがない場合は、イを 2 点お持ち下さい）
 - ア 運転免許証、パスポート、在留カード、マイナンバーカード など
 - イ 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、学生証 など
- ※ 「氏名＋生年月日」または「氏名＋住所」が記載されている必要があります。
- ② マイナンバーが記載されている通知カード（お持ちの方のみ）

(5) マイナンバーの申請のしかた

- ① 申請書に必要事項を記入、顔写真をその場で撮影します。(無料)
- ② 暗証番号が2つ必要です。
 - ア 数字4桁
 - イ 英数字1文字以上の6桁から16桁

(6) マイナンバーカードの交付について

出張申請をされた方は、マイナンバーカードと商品券を一緒に本人限定受取郵便で郵送されますので、役場に取りに行く必要がありません。

※役場に受け取りに来ることもできます。

【マイナンバーポイント忘れていませんか？】

令和5年2月28日時点で交付申請を行い、マイナンバーカードを既にお持ちの方は、マイナポイントを申請するとポイントが当たる可能性があります。マイナポイントの手続きは役場でサポートすることができます。

★申請時に必要なもの

- ①マイナンバーカード（暗証番号※数字4桁も必要です）
- ②マイナポイントを振り込む決裁サービスのカード等
- ③マイナンバーと紐づける銀行口座の通帳等（申請者本人の口座が対象です）

※ポイントの申請期限 令和5年9月30日まで

お問い合わせは

中川町住民課住民サービス室

「マイナンバーカード受付」窓口

平日 8:30～17:15

電話 01656-7-2814

